

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準の一部改正
（県例規集登載）

環境管理課

○ 令和四年度自衛官第九次募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

〃

〃

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

〃

○ の更新

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

〃

○ の辞退

〃

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

〃

○ の取消し

〃

○ 内水面漁場計画に基づく漁業の免許予定

水産課

目次

担当課（室）

日及び申請期間

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【教育委員会】

○ 岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

教育委員会

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第十二号

昭和六十一年岡山県告示第三百五十一号（悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準）の一部を次のように改正する。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条の表和気町の項の次に次のように加える。

鏡野町	一四
-----	----

別表第二和気町の項の次に次のように加える。

鏡野町	すべての地域
-----	--------

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和四年度募集の要領は、次のとおりである。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分
自衛官候補生
- 二 応募資格
採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。
 - 1 日本国籍を有しない者
 - 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
 - 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者
- 三 受付期間
令和五年一月十四日から同年二月十五日まで
- 四 採用試験種目
筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査
なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。
- 五 志願票の請求先及び提出先
市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所
- 六 採用試験期日
 - 1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）
令和五年二月十九日から同月二十日までの間で、志願者本人が希望する日時
 - 2 口述試験及び身体検査
令和五年二月二十三日
- 七 試験場
 - 1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
 - 2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- 八 採用予定時期
令和五年三月下旬から同年四月上旬までの間
- 九 その他
その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。
自衛隊岡山地方協力本部 ○八六―二二六―〇三六一
自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七
自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一―四二二―七三五八
自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六―二二―二三一四
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 岡山県井原市木之子町6833番地

氏名 代表取締役社長 石井 弘幸

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社岡山第1工場

所在地 岡山県井原市木之子町6833番地

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (174)	
能	力	400枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和5年2月27日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和5年3月6日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和5年3月6日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.7	1.4
	p H	11	11
	B O D (mg/L)	30	60
	C O D (mg/L)	30	60
	S S (mg/L)	1	2
	油 分 (mg/L)	-	-
	T - N (mg/L)	70	150
	T - P (mg/L)	-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 備考2 酸又はアルカリによる表面処理施設(174)から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類 及 び 型 式	ラインミキサー				同左				
構 造	硬質塩ビ製配管経路				同左				
主 要 寸 法	φ65mm×320mm（攪拌部分）				同左				
能 力	30m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－				令和5年2月27日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－				令和5年3月6日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－				令和5年3月6日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	558.772	629.682	558.772	629.682	559.422	631.082	559.422	631.082
	p H	3～5	3～5	6～8	6～8	同左			
	BOD (mg/L)	30	60	30	60				
	COD (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T-N (mg/L)	130	230	130	230				
	T-P (mg/L)	2	5	2	5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	－	－				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年1月13日から同年2月3日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 住友電工焼結合金株式会社

住所 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

氏名 代表取締役社長 小菅 敏行

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 住友電工焼結合金株式会社

所在地 岡山県高梁市成羽町成羽2901番地

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		
種	類	63のイ 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設(66)		
能	力	2,000kg/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和5年3月11日		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和5年4月20日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和5年5月21日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)		0	0.25
	p H		6.0~6.5	5.8~6.7
	B O D (mg/L)		15	30
	C O D (mg/L)		4,600	7,000
	S S (mg/L)		130	260
	油 分 (質量%)		95	99
	T - N (mg/L)		-	-
	T - P (mg/L)		-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)		-	-

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する焼入れ施設(66)から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和5年1月13日から同年2月3日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

でいさーびす あいりんぐ6

2 所在地

都窪郡早島町早島四一六―六四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ピコリン

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区南古都四〇〇番地

三 指定年月日

令和五年一月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇一〇四

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ゆず株式会社

2 所在地

岡山県津山市野村三〇三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ゆず株式会社

2 所在地

岡山県津山市野村三〇三番地一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年十二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二四九三

五 サービスの種類

訪問介護

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ゆず株式会社
 - 2 所在地 津山市野村三〇三―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 ゆず株式会社
 - 2 主たる事務所の所在地 津山市野村三〇三―一
- 三 廃止年月日 令和五年一月四日
- 四 事業所番号 三三一〇三〇〇八八八
- 五 サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十三日

指定した医療機関

名称

佐古薬局 石川病院前店

所在地

津山市川崎五五一一

岡山県知事

伊原木

隆

太

指定年月日

令和四年十一月二十四日

◎岡山県告示第二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年一月十三日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

更新年月日

訪問看護ステーションくじば

笠岡市笠岡五〇九九―二

令和五年一月一日

◎岡山県告示第二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

岡山県知事 伊原 隆 太

令和五年一月十三日

指定を更新した医療機関

所在地

更新年月日

医療法人行堂会 長野病院

総社市総社二―三―四三

令和五年一月一日

◎岡山県告示第二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人やまてクリニック

総社市岡谷一二一―六

令和四年十一月二十八日

真庭中央薬局

真庭市上市瀬三五―一

令和四年十二月三十一日

いほり薬局帯高店

倉敷市帯高一六八―二

令和四年十二月三十一日

◎岡山県告示第二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十八条第一項の規定によりその指定を取り消した。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を取り消した医療機関

名称

所在地

取消年月日

訪問看護リハビリステーションなごみ

倉敷市東富井九二五―一セジュール村前

令和三年二月十日

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第二十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、内水面漁場計画を定めるとともに、同法第六十四条第六項の規定により当該内水面漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 内水面漁場計画の内容
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県農林水産部水産課に備え置いて縦覧に供する。）

二 免許予定日

令和六年一月一日

三 申請期間

令和五年一月十三日から二百十日間

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市船穂町柳井原字池之内二二六七番七地先から 倉敷市船穂町水江字一ノ口一四番一地先まで	新	一三・五〃 四八・五	二九五・四
倉敷市船穂町柳井原字池之内二二六七番七地先から 倉敷市船穂町水江字一ノ口一四番一地先まで	旧	一七・〇〃 五六・〇	二八一・四

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

◎岡山県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	下原船穂線	倉敷市船穂町柳井原字池之内二二六七番七地先から 倉敷市船穂町水江字一ノ口一四番一地先まで	令和五年一月十三日

令和5年1月13日 岡山県公報 第12463号

〔二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月十三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字天神前二〇五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区乙多見三六九―一五

山下 敦史

山下 圭乃

三 許可年月日及び許可番号

令和四年四月十四日岡山県指令建指第一六号

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年一月十三日

岡山県教育委員会

岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岡山県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年岡山県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項第三号中「又は保証人」を削る。

別表第二岡山県立岡山朝日高等学校の項中

三二〇	三六〇	三六〇	一、〇四〇	三二〇	三二〇	三六〇	一、〇〇〇
-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-------

に改め、同表岡山県立

瀬戸高等学校の項中

四八〇	―	―	―
-----	---	---	---

を

四八〇

に改め、同表岡山県立岡山南高等学校の項中「二二〇」を「八〇」に、

「一、〇〇〇」を「九六〇」に改め、同表岡山県立岡山御津高等学校の項中

総合学科 キャリアデザイン	一六〇 二四〇	四〇〇
------------------	------------	-----

を

キャリアデザイン

三六〇	三六〇
-----	-----

に改め、同表岡山県立倉敷古城池高等学校の項中「八八〇」を「八四〇」に改め、同表岡山県立水島工業高

等学校の項中

一二〇	一二〇	一二〇	―	九六〇	を	八〇	一二〇	一二〇	―	九二〇
-----	-----	-----	---	-----	---	----	-----	-----	---	-----

に改め、同表岡山県立玉野高等学校の項中

を

四八〇

に改め、同表岡山県立玉野光南高等学校の項中「四〇〇」を「三六〇」に、「七六〇」を「七

三二〇	―	―	一六〇	―
-----	---	---	-----	---

「二〇」に改め、同表岡山県立笠岡高等学校の項中「五二〇」を「四八〇」に改め、同表岡山県立笠岡商業高等学校の項中

一二〇	―	―	四〇	八〇
-----	---	---	----	----

を

一二〇	―	―	一二〇	―
-----	---	---	-----	---

に改め、

同表岡山県立井原高等学校の項中「五二〇」を「四八〇」に、

井原市井原町一八〇二			全 日 制	普 通	三六〇
井原市井原町一八七五			全 日 制	家 園 政 芸	四〇 四〇
			地 域 生 活		八〇

を

井原市井原町一八〇二		全 日 制	地 域 生 活	普 通	三六〇 一二〇
------------	--	-------------	------------------	--------	------------

に改め、同表岡山県立総社高等学校の項中

二四〇		八〇〇	
二四〇	二四〇	二四〇	二四〇
四〇〇		七六〇	

に改め、同表岡山県立総社南高等学校の項中

二四〇		四八〇	
二四〇	二四〇	二四〇	二四〇

に改め、同表岡山県立新見高等学校の項中「七〇」を「三五」に、「五八〇」を「五四五」に

改め、同表岡山県立勝山高等学校の項中

四〇		一六〇	
四〇	四〇	四〇	四〇
四〇		一二〇	

を

八〇		三三〇	
四〇	四〇	四〇	四〇
一二〇		一二〇	

に改め、同表岡山県立真庭高等学校の項中

に改める。
 附 則
 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

	四〇	四〇 四〇 四〇
三五 三五	四〇	四〇 七〇
三五 三五		四〇 七〇
一四〇	八〇	三四〇

を

	四〇	四〇 四〇 四〇
	四〇	四〇 四〇 四〇
三五 三五		四〇 七〇
七〇	八〇	三五〇

に改め、同表岡山県立勝間田高等学校の項中「三八〇」を「三六〇」